

平成28年2月25日

## 第84回 遠野市農業委員会総会議事録

遠 野 市 農 業 委 員 会

## 第84回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成28年2月10日  
告示番号 遠野市農業委員会告示第3号  
会議年月日 平成28年2月25日  
会議の場所 遠野市役所とびあ庁舎大会議室  
出席委員 別紙のとおり  
欠席委員 別紙のとおり

### 会議に出席した職員

事務局長 河野和浩  
事務局次長兼  
農地係長 村上和男  
  
農業振興係長 千葉芳治

本日の案件 第84回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり  
開会時刻 午後1時30分



議 長	<p><b>【開会】</b>        ご苦勞様でございます。暖冬とは言え寒い中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただ今より、総会を進めますが、開会に先立ちまして、遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を12番山崎登久昭委員にお願いします。</p>
12番委員	<p>はい。それでは、前段を読み上げますので、後段のご唱和をお願いいたします。        (「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略)</p>
議 長	<p><b>【会議成立宣言】</b>        本日の出席委員は、30名であります。定足数に達しておりますので直ちに第84回遠野市農業委員会総会を開会します。        9番菊池友吾委員からは●●●●●●●●●●が●●であるため急きょ通知が入ったとことで欠席する旨の届出がありましたので、会長としてこれを許可いたしましたので報告いたします。</p>
議 長	<p><b>【会長報告】</b>        次に会長である私が出席した会議研修会等についてご報告いたします。1月29日遠野市農業再生協議会の臨時総会がとびあ庁舎で開催されまして出席しましたが内容は転作の米の配分についてのとも補償についての会議でありました。原案どおり可決されたところでありまして、すでに皆様のところには仮配分の通知が行っているところと思います。1月31日には達首部地区地域づくり交流事業に案内がありまして参加いたしました。食文化の伝承、ミズキ団子きりせんしょを子どもたちと一緒に作って伝承することと年祝いがありましてその行事併せて人づくりということをテーマにした和尚さん住職さんをお招きしての講演会でありました。たいへん活発に行事がやられているなというように感じ取ってきたところであります。2月15日から16日には市町村農業委員会会長研修会が盛岡市でありまして、参加させていただきました。このなかで、農業会議の組織再編とかあった訳ですが一番大きな課題は農業委員会法改正に伴う、農地法改正もある訳ですけれども、30アールを超える農地の転用については今まで岩手県で説明して岩手県で常任委員会議で岩手県の職員が説明しておったんですけどもこれからは市町村の職員が常設の審議委員会に出席をして説明をしなければならぬという非効率なんです。法律ですからやむを得ないかなと思っていたところに岩手県農業会議から説明された案件は30アール未満の案件についても市町村の農業委員会の職員が常設審議会議に向いて説明しなければならないという提案であったものです。そうしますと遠野市農業委員会は職員5人でありまして局長が市議会又は出張等、会議等で事務局にいない。風邪等、PTA活動等によって職員が休まなければならないときに盛岡に一人出向くということになると、二人若しくは一人ということになって市民住民へのサービス低下を招くのだけれどもなぜ今までどおりに出来ないのかというお願いをしたところですが、いかんせんもう決めてかかっていることでしてそのようになるという様に感じ取って非常に残念に感じて帰ってきたところあります。私が出席したものについては以上であります。会長職にご案内来たものがかなりありましたけれども会議が重なったものもありまして会長職務代理者にも二つほど出させていただいておりますし今日ホップ農協の通常総会がございまして総会と重なった都合上職務代理者にこれも出席をしていただくという部分です。以上です。このほかの事務事業経過報告については事務局長から説明いたさせます。</p>
事務局 長	<p><b>【事務事業経過報告】</b>        はい。議長。それではお手元に配布しております遠野市農業委員会事務事業経過報告書をご覧になっていただきたいと思っております。これに基づき報告いたします。1月29日平成27年度経営戦略セミナー盛岡市で開催されました。奥寺農政専門委員会副委員</p>

長が出席をしてございます。2月3日第11回運営委員会を開催してございます。2月4日第5回いわて農業の未来を拓く担い手を考える研修会でございますが、これにつきましては会長職務代理者、奥寺農政専門委員会副委員長、田中ナオ子委員ということで3名出席をしているところでございます。2月9日平成28年度農作業労賃検討会、これにつきましては、機械銀行主催となる労賃の検討会でございます。これにつきましては機械銀行が関わる分の労賃の検討を行ったところでございます。これにつきましては会長職務代理者が出席をしてございます。2月12日第5回農政専門委員会でございます。本日提案をしております協議事項ということで提案をしております遠野市への要望書の内容についてご検討いただいたところでございます。また、認定農業者協議会との意見交換会を行ったところでございますけれどもこの際の意見の取扱い等についてもご協議をいただいたところでございます。2月15日から17日三日間農地転用等の現地調査でございます。本日は遠方の方が2か所程ありましたのであえて三日間予定を取りまして現地確認調査を行ったところでございます。現地確認調査を行ったものにつきましては本日議案として提案しているところであります。2月18日は本日議案として提案しております遠野市農作業労賃標準額でございますが、その検討会議ということで関係機関団体との検討を行ったところでございます。2月18日は第12回運営委員会でございますし、2月18日夜でございますけれども遠野市農業委員会と遠野市認定農業者協議会との意見交換会を実施してございます。12月に各地区で農業委員と認定農業者との懇談会を行ったわけでございますけれどもそしてその結果、意見を集約したものを1月の総会の際に委員皆様に情報提供いたしましたわけでございますが、その内容を若干調整したもので意見交換会を行ったところでございますが、農業委員会といたしましては運営委員4名が出席しまして意見交換を行ったところでございます。内容といたしましては担い手対策等に対して様々な意見を交換したところでございますし、これについては本日の協議事項でございます遠野市への要望書そして市の担当部課との懇談そして県国への意見という様な形で認定農業者協議会と連携しながら進めていくことで確認をしているところでございます。2月23日地域農業マスタープラン検討会これには田中委員が出席をしてございます。そして本日でございますが午前中農業委員会組織検討会が開催されました。この結果につきましては検討会委員長より後に報告がなされます。そして本日第84回総会でございます。2月26日以降の主な行事予定でございます。2月26日明日でございますけれども遠野市議会3月定例会が開会されまして一般質問そして予算委員会と3月11日までの会期となっておりますが一般質問菊池充議員から農地の適正管理ということで一般質問が出されてございます。会長答弁でございます。日程は3月1日の9番目、9人の議員さん中9番目でございますので2月29日から3月1日の二日間が一般質問の会期でございますので3月1日の午後からの予定で一般質問菊池充議員が一般質問をされそして会長が答弁するという予定になってございます。3月1日第5回遠野市農業委員会だより編集委員会議でございます。本来でありますと前回の編集委員会議が終了後、本日の総会終了後としておりましたが原案のほうの進み具合がやはり先週末原稿締め切りでまとめかねておりましたので3月1日まで猶予をいただくとうかたちでご案内をしているところでありますのでよろしくお願ひしたいと思います。3月10日農地法等申請締切日。3月15日農地転用等現地確認調査。3月16日は平成27年産遠野市葉たばこ生産改善共進会あえりあ遠野で開催されますが会長が出席する予定となっております。3月24日岩手県農業会議定期総会。そして3月25日遠野市農業委員会組織検討会そして同日午後になる予定でございますけれども第85回総会の予定でございます。そして4月5日から6日まで平成28年全国情報会議。全国農業新聞の関係の表彰でございますけれども佐藤芳夫委員が全国農業新聞年間10部という実績を達成されましたので表彰になるということで連絡が来ておりますので、それが4月5日から6日ということでございます。遠野市の農業委員会も表彰の該当ということになりますのでご報告でございます。裏面のほうにはですね、1月18日から2月5日まで各地区のマスタープランの検討会が開催されまして農業委員さんには各地区に出席をしていただいたところでございます。以上経過報告とさせていただきます。

議長	<p>【報告事項】 次に報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出に関わる届出案件を専決処分いたしましたので、事務局長から報告いたさせます。</p>
事務局長	<p>はい。議長。報告第1号についてご説明いたします。議案書1ページは農地法第3条の3第1項の規定に基づき相続等によって権利を取得された6名の方からの届出でございます。本案件につきましては遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により平成28年2月22日に会長が専決処分し、届出者に受理通知書を交付しましたので同条第3項の規定に基づき本総会に報告するものでございます。なお、この届出があった農地が適正に使用されない場合、農地法第3条の3第1項により所有権の移転または利用権の設定もしくは移転のあっせん等必要な措置を講じる必要がありますので、担当地区農業委員は権利取得者が耕作する、貸したい、売りたい等の意向を確認された場合は事務局までご報告くださるようお願いいたします。以上でございます。</p>
議長	<p>ただ今の報告について、質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。次に報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について事務局から報告いたさせます。</p>
農地係長	<p>はい。議長。農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明いたします。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農地又は採草放牧地の解約を合意で成立した旨下記の者より通知書が提出されたものでございます。1番から9番の借人につきましては●●町●●●●、同一人物でございます。よって、1番から9番までにつきましては貸人と農地についてご説明いたします。</p> <p>1番、●●●● ●●●●。●●町1筆2,595平方メートル。  2番、●●●● ●●●●。●●町1筆471平方メートル。  3番、●●町 ●●●●。●●町2筆1,982平方メートル。  4番、●●●●町 ●●●●。●●町1筆970平方メートル。  5番、●●町 ●●●●。●●町1筆702平方メートル。  6番、●●市 ●●●●。●●町3筆6,530平方メートル。  7番、●●市 ●●●●。●●町1筆987平方メートル。  8番、●●町 ●●●●。●●町2筆3,471平方メートル。  9番、●●町 ●●●●。●●町2筆1,976平方メートル。いずれにつきましても農業経営基盤強化促進法の全部解約でございます。</p> <p>10番、借人、●●町 ●●●●。貸人、●●町、●●●●。●●町4筆7,778平方メートル。今回10件で全て田でございまして、未だに残念ながら受け手の調整がつかない部分が若干ございます。決まり次第、基盤法等での上程という形になるかと思っておりますので、ご報告いたします。</p>
議長	<p>ただ今の報告に関しまして質疑ございませんか。</p>
28番委員	<p>はい。</p>
議長	<p>はい。28番。</p>
28番委員	<p>借人、●●●●はどうして解約に至ったか細かく教えてください。</p>
農地係長	<p>はい。議長。ただいまのご質問につきましてご回答いたします。確かに代替わりと</p>

	<p>いたしまして担い手になりまして農業の経営を拡大していた方でございましたけれども、これからにつきましては規模縮小をするということでの解約になったものでございます。</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。そのほかございませんか。28番委員。</p>
28番委員	<p>同じ内容になりますが、今まで貸していた方が誰かに貸すという形になると思いますが、その見通しは見えないという説明もありましたが、その内容は。</p>
議 長	<p>先ほどの質問は9件がお返しになるということで説明の中では借り手はまだみつかってませんよということでした。これで●さんは何かしらの理由でお返しになられるのですが認定農業者である訳ですからお返しになる理由は規模縮小と。規模縮小の理由が高齢化なのか、どうだったのかということと合わせて、9件全て借主は見つかっていないのかについて答弁をお願いします。</p>
農地係長	<p>はい。議長。たいへん失礼いたしました。●●●●さんにつきましては、手が回らなくなっているということでございます。そうしたことによって規模縮小ということでは今後認定農業者についての部分につきましては今後の対応となっていこうかということでございましたけれども。なお、この9件全部について決まっていけないというものではございませんで、まず、一部ということでございます。たいへん申し訳ございませんがただ今きまっている件数を持ち合わせておりませんので、はっきりした件数をお知らせすることができません。調整中のものもあるということでございます。</p>
議 長	<p>9件のうち見込みのついているものもあるということですがけれども数件は借り手が見つからないということのようです。よろしいでしょうか。そのほかございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。次に報告第3号、農政専門委員会で協議した事項について、農政専門委員会委員長に報告を求めます。</p>
2番委員	<p>はい。報告第3号として農政専門委員회에付議した事項について報告いたします。平成28年2月18日に開催いたしました平成27年度第5回農政専門委員会で協議した内容につきまして遠野市農業委員会会議規則第33条の2の規定に基づき本総会に報告するものです。協議内容については、最初に認定農業者との懇談会意見等集約について協議いたしました。第4回農政専門委員会において各地区懇談会で出された意見、要望等の集約について、簡易で分かりやすいものに再調整をという意見が出され、事務局で再調整したもので認定農業者協議会役員と、まとめの意見交換に望むことで確認をいたしました。更には、認定農業者協議会役員との意見交換会の日程を改めて確認をいたしました。次に、市長に対する要請書案についてを協議いたしました。内容については、第4回農政専門委員会で出された意見に基づき再調整したものを再提案し大筋は専門委員会で了解されました。細かい部分については、委員長に一任されましたが、出された意見を事務局で調整し、それに小職も了解をいたし、本日、協議事項で委員皆様にご協議いただくものでございます。以上、農政専門委員会の報告といたします。</p>
議 長	<p>農政専門委員会の皆様たいへんご苦勞様でございました。そして、これに基づいて遠野市認定農業者協議会の役員の皆様と農業委員会の運営委員とで意見交換会を行ったところであります。担い手対策を主流にして話し合いをしたんですが、たいへん貴重なご意見をいただくことができました。これを農業委員会活動に生かしていかなければならないというふうに心しているところであります。それでは、ただ今の報告に</p>

	<p>関しまして、質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。次に報告第4号、組織検討委員会で協議した事項について、組織検討委員会委員長に報告を求めます。</p>
17番委員	<p>はい。17番北湯口です。報告第4号、組織検討会に付議した事項について報告いたします。本日、平成28年2月25日午前9時30分から、第2回組織検討会を開催いたしました。本日の検討会では、農業委員の定数についてを協議議題とし、検討会委員より意見を頂戴したところでございます。結果、改正後の定数の上限となる19名を定数とすることで確認したところでございます。次回は、今回確認をした19名の詳細について検討していきます。更には、それ以降においては、新設される農地利用最適化推進委員の区域及び定数の検討に入っております。以上、組織検討会の報告といたします。</p>
議 長	<p>組織検討会委員の皆様にはたいへんご苦労様でございました。順調に委員の定数等について協議が進んでいるという様にお聞きしたところでございます。ただ今の委員長報告に関しまして質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結します。</p> <p>それでは、議案審議に先立ち議事参与の制限について申し上げます。自己又は同居の親族若しくは配偶者に関する事項については、その議事に参与できませんので、関係する委員は退席願います。</p>
議 長	<p><b>【日程第1】</b></p> <p>日程第1についてお諮りいたします。議事録署名人並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により議事録署名人に13番、鬼原壽一委員、14番、千葉勝義委員、会議書記に事務局村上和男君を指名いたします。</p> <p>次に農地法等に係る議案総括表の説明を事務局にいたさせます。</p>
農地係長	<p>はい。議長。議案書4ページ、5ページでございます。</p> <p>(以下「第84回遠野市農業委員会総会提出議案総括表」説明により記載省略)</p>
議 長	<p><b>【日程第2】</b></p> <p>日程第2、議案第66号農地法第3条第1項の規定による使用収益権許可申請に対する可否決定についてを上程いたします。事務局より説明いたさせます。</p>
農地係長	<p>はい。議長。議案第66号農地法第3条第1項の規定による使用収益権許可申請に対する可否決定についてご説明いたします。農地法施行令第3条第1項の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものでございます。</p> <p>1番、●●町13筆16,414平方メートル。借受人、●●町 ●●●●。貸出人、●●町 ●●●●。5年間の賃貸借です。</p> <p>2番、●●町1筆30,334平方メートル。借受人、●●町 ●●●●。貸出人、●●</p>



	<p>●●町 ●●●●。持分の使用貸借です。</p> <p>3番、●●町12筆15,810平方メートル。借受人、●●町 ●●●●。貸出人、●●町 ●●●●。2番3番につきましては農業者年金受給に伴い後継者に貸し付けるものでございます。農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たすものと考えております。ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して担当委員から現地確認調査の結果及び補足の説明を求めます。なお、農業者年金受給に伴う親族間の使用貸借については現地確認結果を省略いたします。それでは1番の案件について●●町担当委員をお願いします。</p>
27番委員	<p>はい。27番、古屋敷です。16日、事務局2名、委員4名で現地確認をして参りました。補足しますと、●●●●さんは12月のときに解約された方でございます。前に借りていた方が事情がございまして、●●●●●●の中の●●●●さんがお借りするというので、何ら問題がないものと現地を確認して参りました。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。以上で現地確認調査の結果及び補足の説明が終了しました。質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第66号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり可と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第3】</p> <p>次に、日程第3、議案第67号農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてを上程いたします。事務局より説明いたさせます。</p>
農地係長	<p>はい。議長。議案第67号農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてご説明いたします。農地法施行令第3条の規定により提出された下記の許可申請について可否の決定を求めるものでございます。</p> <p>1番、●●町3筆4,841平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●。生前贈与でございます。譲渡人は●で●に贈与するものでございます。引き続き世帯労働力により水稻と野菜を作付けする予定でございます。</p> <p>2番、●●町17筆32,995平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●。売買です。譲渡人は遠隔地に居住し耕作不便のため要請し売り渡すものです。</p> <p>3番、●●町2筆12,200平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●。贈与です。譲渡人は、労力不足のため要請し、譲り渡すものです。</p> <p>4番、●●町1筆87平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●。売買です。譲受人は、規模拡大のため要請し、買受けるものです。</p> <p>5番、●●町1筆373平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●。生前贈与です。譲渡人は、父で、後継者である子へ贈与するものです。</p> <p>6番、●●町1筆3,627平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●。譲受人は、規模拡大のため要請し、買受けるものです。農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たすものと考えております。ご審議をお願いいたします。</p>



	るうちに●●のほうに移していくという計画のようでした。
議 長	29番よろしいでしょうか。その他ございませんか。
14番委員	はい。
議 長	はい。14番委員。
14番委員	14番千葉です。確認したいんですけども、5番の案件ですが、譲渡人 ●●さん●歳と、譲受人が●歳と、●歳の開きしかないんですけども●●関係になるんですか。
農地係長	はい。議長。
議 長	はい。
農地係長	お答えいたします。確かに●歳差となりますが、●●●●で親子になっている方々でございます。
議 長	14番委員よろしいでしょうか。
14番委員	はい。  (「なし」の声あり)
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第67号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。  (「異議なし」の声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案のとおり可と決しました。
議 長	<b>【日程第4】</b> 次に日程第4、議案第68号遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名についてを上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
農地係長	はい。議長。議案第68号遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名についてご説明いたします。農地の権利移動について下記のとおりあっせんの申出があったので、遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領第10条の規定により、あっせん委員の指名について、意見を求めるものでございます。1件でございます。あっせん委員といたしましては、菊池康祝委員、山崎登久昭委員の2名で上程でございます。あっせんの申出人でございますが、●●● ●●●●。物件につきましては●●町●●●地割●番ほか1筆、合計面積6,864平方メートルでございます。連担した土地でございます。売り渡しの申出がございまして同要領に基づいてのあっせん委員につきましてご意見をお願いするものでございます。ご審議をお願いいたします。
議 長	これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  (「なし」の声あり)

議	長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第68号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって議案第68号は原案のとおり可と決しました。ここで暫時休憩をいたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>【日程第5】</p> <p>会議を再開いたします。日程第5、議案第69号農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。事務局に説明いたさせます。</p>
農業振興係長		<p>はい。議長。議案第69号農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。説明につきましては、番号、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、利用権を設定する土地、契約期間の順番に読み上げてまいります。なお、再設定については説明を省略いたします。</p> <p>1番、●●●●、●●●●、●●町●●●●地割●他3筆。合計面積3,534平方メートル。契約期間5年。</p> <p>5番、●●●●、●●●●、●●町●地割●他1筆。合計面積4,560平方メートル。契約期間10年。</p> <p>11ページです。7番、●●●●、●●●●、●●町●地割●-●面積2,150平方メートル。契約期間10年。</p> <p>9番、●●●●、●●●●、●●町●地割●-●他8筆。合計面積7,008平方メートル。契約期間10年。</p> <p>10番、●●●●、●●●●、●●町●地割●-●他1筆。合計面積1,961平方メートル。契約期間10年。</p> <p>12番、●●●●、●●●●、●●町●地割●-●面積2,031平方メートル。契約期間5年。</p> <p>12ページです。15番、●●●●、●●●●、●●町●●●●●●地割●-●他2筆。合計面積4,322平方メートル。契約期間10年。</p> <p>16番、●●●●、●●●●、●●町●●●●●●地割●-●他6筆。合計面積16,135平方メートル。契約期間10年。</p> <p>24番、●●●●、●●●●、●●町●●●●●●地割●-●他2筆。合計面積11,002平方メートル。契約期間5年。</p> <p>26番、●●●●、●●●●、●●町●●●●●●地割●他5筆。合計面積10,334平方メートル。契約期間10年。</p> <p>29番、●●●●、●●●●、●●町●●●●●●地割●他1筆。合計面積8,258平方メートル。契約期間10年。</p> <p>15ページです。32番、●●●●、●●●●、●●町●●●●●●地割●-●面積1,862平方メートル。契約期間5年。</p> <p>34番、●●●●、●●●●、●●町●●●●●●地割●●●●●●面積2,989平方メートル。契約期間5年。</p> <p>35番、●●●●、●●●●、●●町●●●●●●地割●-●他1筆。合計面積1,519平方メートル。契約期間10年。</p> <p>36番、●●●●、●●●●、●●町●●●●●●地割●-●面積2,356平方メートル。契約期間10年。</p> <p>16ページです。37番、●●●●、●●●●、●●町●●●●●●地割●他6筆。合計面積10,801平方メートル。契約期間10年。</p> <p>38番、●●●●、●●●●、●●町●●●●●●、●●●●●●地割●-●他9筆。合計面積</p>

19,943平方メートル。契約期間10年。  
 39番、●●●●、●●●●、●●町●●●●●●●●-●他3筆。合計面積7,222平方メートル。契約期間10年。  
 40番、●●●●、●●●●、●●町●●●●地割●-●他1筆。合計面積2,505平方メートル。契約期間5年。  
 41番、●●●●、●●●●、●●町●●●●地割●他2筆。合計面積3,889平方メートル。契約期間3年。  
 17ページです。43番、●●●●、●●●●、●●町●●●●地割●-●他3筆。合計面積7,778平方メートル。契約期間10年。  
 44番、●●●●、●●●●、●●町●●●●地●面積2,788平方メートル。契約期間10年。  
 18ページです。54番、●●●●、●●●●、●●町●●●●地割●-●他5筆。合計面積3,699平方メートル。契約期間5年。  
 56番、●●●●、●●●●、●●町●●●●地割●他1筆。合計面積4,689平方メートル。契約期間10年。  
 19ページです。57番、●●●●、●●●●、●●町●●●●地割●面積1,904平方メートル。契約期間5年。  
 59番、●●●●、●●●●、●●町●●●●地割●-●他2筆。合計面積4,038平方メートル。契約期間5年。  
 60番、●●●●、●●●●、●●町●●●●地割●-●面積3,047平方メートル。契約期間10年。  
 20ページです。64番、●●●●、●●●●、●●町●●●●地割●他1筆。合計面積9,453平方メートル。契約期間7年。  
 65番、●●●●、●●●●、●●町●●●●地割●他6筆。合計面積11,939平方メートル。契約期間10年。  
 67番、●●●●、●●●●、●●町●●●●地割●-●他1筆。合計面積1,432平方メートル。契約期間10年。以上、ご審議よろしくお願いたします。

議

長

暫時休憩いたします。

(休憩)

議

長

会議を再開いたします。これより質疑に入ります。1番について質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議

長

暫時休憩いたします。

(休憩)

議

長

会議を再開いたします。1番を除く66件について、ご質疑ございませんか。

4番委員

4番の佐々木です。計画決定に関しては何ら異議はございませんが、例えば9番と10番、中間管理機構を通じて貸借されたものですが、10年後に今85歳の方が農地を返されたらどうということになるのか。10年後に9番の例をとってみれば91歳になるわけです。高齢であり返されてもどうしようもないということになります。このような現実がある訳ですが、再度それを受け手にお願するの、事前に出し手のほうに無理やりかえしてしまうのか心配です。実際に私の担当する地区でも2人の高齢の方が貸しているのですが10年後のことまで説明がないということを確認しています。今回のこの議案に対して反対とか賛成とかの異議はないのですが、そこらへんを心配してい

	るのでお聞きします。
議 長	ただ今の質問については、市当局または農地中間管理機構の岩手県農業公社で再配分をした案件でありますけれども、これに深く関わりありますので質問をお受けいたします。
農業振興係長	はい。議長。先ほどのご質問についてですけれども、岩手県農業公社の方に貸し出しということで岩手県農業公社と受け手の方の契約ということで、例えば現在、公社から配分されている担い手さんがお亡くなりになった場合は、別な担い手さんの方を公社の方からまた配分ということになります。そちらの方は、個人にお願いしているものとは違って、また、別な担い手で継続されるということで契約は効力を継続することです。
議 長	ただ今の質問は、10年後に契約が終了した後にまた農業経営というのはできかねるのではないかと、その場合にどうするか機構の考え方をお聞きしたいということです。分かる範囲で。
農業振興係長	はい。議長。公社と契約を10年しまして、また更新という場合は農業公社の方と協議して再設定ということになります。
議 長	よろしいでしょうか。91歳の高齢となると農業経営は難しいのではないかと。その場合に家族の方が後継者であれば、その家族で貸し借りができると思います。そのほかございませんか。
29番委員	はい。29番菊池です。今回、農業公社との契約がかなりあるようですが、これは全部これを利用して耕作する農家があるとみてよろしいのでしょうか。
農業振興係長	はい。議長。そのとおりでございます。
29番委員	はい。それではですね。利用権を設定した場合、認定農業者でも労力的なこと資金的なこと中途解約し、辞めたい、減らしたいという申し出があった場合は、どういうふうな形をとられるのでしょうか。
議 長	ただ今の質問は、例えば経営基盤強化促進法で6年間の貸し借りの契約を結んでおいた。農業委員会総会で議決された案件、途中で規模を縮小したい、または、ケガをなされた等で営農ができないといった場合もあろうかと思えます。その場合は合意解約というのがございますので、貸主と借主が協議をして合意解約書を農業委員会へ提出するというようになります。
29番委員	農業公社に利用権の設定をした場合、賃貸料があるのとないのがあるわけですが、ここに数字があるものとないものの違いは何ですか。
農業振興係長	お答えします。公社の方と担い手の契約については、使用貸借契約と賃貸借契約の2通りしかございません。公社の方と担い手の方との協議で設定になっております。ご了解いただきたいと思えます。
29番委員	空白の部分は、ゼロということですか。
農業振興係長	使用貸借という部分で、空欄になっております。

議 長	<p>補足させていただきますが、貸主のAさんが、中管理機構の方へ貸し出す場合にこの賃貸料をどうしますかという話し合いになります。双方で、これはタダでもいいよ。とか、条件が悪いから借り手がないのではないかというときには、使用貸借ということでゼロ円ということも発生しますし、千円ということもできます。条件の良いところは1万円という賃貸料も発生すると、その機構との貸し借りが、そのまま再配分のときに、その金額が適用になるということになります。</p>
28番委員	<p>関連して。私だったら私が貸したいから公社と話し合いをして決めました。そして公社は、こっちの人と話しをして貸しました。というとき、私とこっちの人とは、何の契約もないということになりますね。そうすると、こっちの人が途中で辞めましたということになったときに、公社とのやりとりになるのか。私は公社に貸しているので10年間は公社に任せたということで、10年間だけは私は安心していけば良いということになるのですか。</p>
農業振興係長	<p>そのとおりでございます。公社でまた別な担い手の方を探すことになります。</p>
議 長	<p>そのほか、ございませんか。</p>
25番委員	<p>関連で。今の質問の逆のパターンで公社に任せて貸しているわけです。途中で、例えば5年ほど経って公社に貸しているんだけど、全部の田を整理したいというようになった場合は、その時の助成金とかどうなるのか。お聞きしたいです。</p>
農業振興係長	<p>先ほどのご質問ですけれども、協力金などいただいていた部分の返還が生じることとなると思います。</p>
議 長	<p>解約は可能でも協力金等、交付になったお金は返還ということです。 そのほか、ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開いたします。お諮りいたします。議案第69号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって議案第69号は原案のとおり可と決しました。暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p><b>【日程第6】</b> 会議を再開いたします。日程第6、議案第70号農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定についてを上程いたします。事務局に説明いたさせます。</p>
農業振興係長	<p>はい。議長。議案第70号農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定についてを説明します。遠野市長より農用地利用配分計画が提出されましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づいて意見を求めるものでござい</p>

ます。整理番号、利用権の設定を受ける者、権利を設定する農用地、契約期間、賃借料、作物、認定面積の計という順に読み上げてまいります。

1番、●●●●、遠野市●●町●地割●-●、畑、2,150平方メートル他2筆、使用貸借権の設定、契約期間10年間、畑は飼料作物、田は水稻、認定面積の計は4,111平方メートル。

2番、●●●●、遠野市●●町●地割●-●、田、644平方メートル他8筆、契約期間10年間、10アール当たり7,130円、水稻、認定面積の計は7,008平方メートル。

3番、●●●●、遠野市●●町●●●●●地割●-●、田、824平方メートル他6筆、使用貸借権の設定、契約期間、10年間、水稻、認定面積の計は16,135平方メートル。

22ページです。4番、●●●●、遠野市●●町●●●●●地割●-●、田、1,944平方メートル他2筆、契約期間10年間、10アール当たり2,310円、水稻、認定面積の計は4,322平方メートル。

5番、●●●●、遠野市●●町●●●●●地割●、田、1,533平方メートル他7筆、使用貸借権の設定、契約期間10年、認定面積の計は18,592平方メートル。

6番、●●●●、遠野市●●町●●●●●地割●-●、田、3,942平方メートル他6筆、契約期間10年間、10アール当たり8,340円、水稻、認定面積の計は9,967平方メートル。

23ページです。7番、●●●●、遠野市●●町●●●●●地割●、田、3,546平方メートル他2筆、契約期間10年間、10アール当たり9,680円、水稻、認定面積の計は9,976平方メートル。

8番、●●●●、遠野市●●町●●●●●地割●-●、田、2,356平方メートル他2筆、契約期間10年間、10アール当たり10,320円、水稻、認定面積の計は3,875平方メートル。

9番、●●●●、遠野市●●町●●●●●地割●、田、763平方メートル他6筆、契約期間10年間、10アール当たり9,260円、水稻、認定面積の計は10,801平方メートル。

24ページです。10番、●●●●、遠野市●●町●地割●、田、2,788平方メートル、使用貸借権の設定、契約期間10年間、水稻、認定面積の計は2,788平方メートル。

11番、●●●●、遠野市●●町●●●●●地割●、田、2,391平方メートル他1筆、契約期間10年間、10アール当たり2,690円、水稻、認定面積の計は4,689平方メートル。

12番、●●●●、遠野市●●町●●●●●地割●、田、1,614平方メートル他6筆、使用貸借権の設定、契約期間10年間、水稻、認定面積の計は11,939平方メートル。

以上、計画策定は問題がないと事務局では考えてございます。ご審議よろしく願います。

議

長

質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議

長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第70号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議

長

ご異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案のとおり可と決しました。暫時休憩いたします。

(休憩)



議 長	<p>【日程第7】 再開いたします。日程第7、議案第71号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを上程いたします。事務局に説明いたさせます。</p>
農地係長	<p>はい。議長。議案第71号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明いたします。農地法施行令第7条第1項の規定により提出された次の許可申請について、意見の決定を求めるものでございます。</p> <p>1番、●●町1筆363平方メートル。申請人、●●町 ●●●●。農家住宅の建築でございます。申請人は現在の住宅が老朽化したこと、後継者が帰郷し同居する予定となり現在の住宅では狭小のため、隣接地に農家住宅1棟を建築しようとするものです。用水は上水道、雑排水は浄化槽で処理し水路へ放流。雨水は浸透枘による処理をし放流する計画です。申請地は、10ha以上の集団の農地であるため第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は原則不許可ですが、住宅等で集落に接続して設置されるものであることから、転用に問題はないものと考えております。以上、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認結果及び補足の説明を求めます。●●町担当委員、お願いします。</p>
23番委員	<p>はい。23番田中です。16日、事務局2名と担当委員4名で確認いたしました。今建っている道路の向かい側の畑に建てる予定であります。何ら問題ないかと思われまのでご審議お願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。以上で現地確認の結果及び補足の説明を終了し質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。議案第71号は、原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり可と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第8】 次に、日程第8、議案第72号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、を上程いたします。事務局に説明いたさせます。</p>
農地係長	<p>はい。議長。26ページでございます。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明いたします。農地法施行令第15条第1項の規定により提出された下記の許可申請について意見の決定を求めるものでございます。</p> <p>1番、●●町1筆1,329平方メートル。譲受人、●●県 ●●●●。譲渡人、●●●● ●●●●●●。●●●●●●●●●●の設置にかかる売買でございます。譲受人は、同様の事業を平成27年10月の第80回総会で、ご審議いただいております。地球温暖化の抑制及びクリーンエネルギーを利用した電力の安定供給のため太陽光発電設備を整備しようとするものです。個人が行うことができる産業用発電の適地を探していたところ3か所の候補地を選定し、事業に当たって所有者等と協議した結果、所有者の同意を得られ、東北電力との連携点が至近距離にあり工事のコスト面と発電した電力を無駄な</p>

く送電できるため当地が選定されたものです。経済産業省からの再生可能エネルギー設備の認定通知、東北電力からの系統連携承諾書を受けております。被害防除については、土砂流出等平坦地であり影響はないと判断いたしました。場所については、■■■■■■■■■■より南東に約1kmの位置に当たります。申請地は、特定土地改良事業等を実施していない、小集団の低い農地であり、第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は原則不許可ですが、申請に係る土地の代替性がないことから、転用に問題はないと判断いたしました。

2番、●●町1筆498平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●。一般住宅建築のための売買でございます。譲受人は、現在アパートで生活していますが、子どもの成長に伴い一般住宅1棟を建築しようとするものです。子育てにあたり、妻の父母の協力を得ながら生活できる場所を求めていたところ、譲渡人と協議が整ったものです。用水は上水道、雑排水は農業集落排水施設に接続する計画となっております。申請地は特定土地改良事業が実施された農地であるため第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は原則不許可ですが、住宅等で集落に接続して設置されるもので、遠野市土地改良区からは転用について差し支えない旨の意見書が添付されていることから、転用に問題はないと考えます。

3番、●●町4筆1,471平方メートル。借受人、●●町 ●●●●。貸出人、●●町 ●●●●。建築用資材倉庫建築のため20年間の使用貸借です。借受人は、震災復興事業の増加に伴い業務や従業員が増加したため、現在の倉庫及び資材置き場では不便をきたしているため、新たに倉庫と資材置き場を整備しようとするものです。倉庫内には従業員休憩所を設ける計画です。用水は上水道、雑排水は便槽を設置して汲み取り処理。雨水は敷地内浸透する計画となっております。申請地は、特定土地改良事業等を実施していない小集団の農地であるため第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は原則不許可ですが、住宅等で集落に接続して設置されるものであることから転用に問題はないと判断いたしました。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認結果及び補足の説明を求めます。●●町担当委員、お願いします。

1番委員 はい。1番、菅原です。1番の内容につきましては以前、事務局から話されたように●●●●さんが既に譲渡をしている隣地でありまして、集落的には住宅が若干ございますけれども何ら問題ないというふうに16日、事務局2名、農業委員3名で確認しております。よろしくお願ひ申し上げます。

議長 次に●●町担当委員お願いします。

18番委員 18番、阿部です。2番についてご説明します。16日事務局2名と委員2名で現地確認をいたしました。198平方メートル。3反歩ほどの田の一部を売買することになります。排水等が問題があるかと確認してもらったところ、排水口がちゃんとあるということで何ら問題がないと思います。

議長 次に●●町担当委員お願いします。

4番委員 はい。4番、佐々木です。16日に事務局と地元農業委員が現地確認を行いました。この場所は昨年の80回総会において、農用地区域から除外された転用目的も今回と同じで■■■の●●●●の向かいになります。事務局が●●にあります。資材などを置く場所が手狭で業務に支障をきたすということで、今回の場所になったようでございますが、譲渡人のすぐ家の前ですし、業務にたいへん便利だということで何ら問題がないと思いますので、ご審議をお願いします。



	設されていますけれども、そのうしろの方になる土地でございます。住宅密集地でございます。利用等問題ないと見て参りました。16日に農業委員3名、事務局2名で確認してございます。よろしくご審議をお願いいたします。
議 長	次に●●町担当委員お願いします。
28番委員	28番、白岩です。2番の件ですが、先ほど説明がありましたとおり■■■■■■■■■■しているわけですが、その間の道路が残っていたもので、場所的には●●●●の裏通りの住宅地ということになります。みんなが使っている道路であると確認しております。よろしくお願いします。
議 長	次に●●町担当委員お願いします。
12番委員	12番、山崎です。2月16日ですけれども●●町の農業委員5名と事務局でこの場所を見ました。●●さんは前に●●●●をしていました。●●●●から来た方で既に住宅が建っていたわけです。確認しましたところ住宅及び作業小屋及び畜舎や堆肥小屋が建っておりまして宅地と確認してきました。申請のとおり可とするようお願いをいたします。以上です。
議 長	次に●●町担当委員お願いします。
14番委員	14番、千葉です。今月の17日ですけれども、事務局2名と地元委員2名で現地確認を行ってございます。先ほどの事務局の説明どおりでございます。既に宅地への侵入路で321平方メートルでございます。なお、宅地の状態であることを確認してきてございます。以上です。
議 長	ありがとうございました。以上で、現地確認結果を終了し質疑に入ります。質疑ございませんか。  (「なし」の声あり)
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第73号は、原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。  (「異議なし」の声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第73号は原案のとおり可と決しました。
議 長	<b>【日程第10】</b> 次に日程第10、農地等の贈与税の納税猶予等の適用を受ける適格者証明願及び引き続き農業経営を行っている等の証明願について、を上程いたします。事務局に説明いたさせます。
農地係長	はい。議長。28ページ、29ページ、30ページと渡る案件でございます。議案第74号農地等の贈与税の納税猶予等の適用を受ける適格者証明願及び引き続き農業経営を行っている等の証明願について、ご説明いたします。このことにつきまして、下記の者から証明願の提出があったので、証明の可否決定を求めるものでございます。 1の租税特別措置法第70条の4第1項及び地方税法附則第12条第1項の規定の適用を受けるための適格者証明については、11件でございます。平成27年に生前一括贈与が行われたものでございます。 2の租税特別措置法第70条の4第1項及び地方税法附則第12条第1項の適格者証明

	<p>につきましては、国税の贈与税と地方税の不動産取得税の現在猶予を受けている者でございます。右端をご覧頂きますと、国税、県税と猶予適用の欄に猶予を受けているものについて丸印をつけてございます。一方が空欄のものにつきましては既に納税しているものでございますのでよろしくお願いいたします。合わせまして全部で60件でございますが、証明の可否について決定をお願いするものでございます。ご審議をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局から説明がございました。この案件は納税猶予をなされている方でございますから、きちっと耕作されている。転用等はなされていないだろうというものの確認をお願いをするところであります。それでは各町単位でお集まりをいただきまして確認作業をお願いいたします。暫時休憩いたします。</p>
	<p>(休憩)</p>
<p>議 長</p>	<p>会議を再開いたします。質疑ございませんか。</p>
<p>29番委員</p>	<p>はい。29番、菊池です。租税特別措置法で、国税と県税で納めているほうは書いていないと先ほどの説明でしたが、その辺がわかりかねますので教えてください。</p>
<p>農地係長</p>	<p>はい。議長。ただ今のご質問についてお答えいたします。租税特別措置法第70条の4につきましては、贈与税で税務署から賦課されます。地方税法附則第12条は岩手県から賦課される不動産取得税というものでございます。表現上、国税は贈与税のことでございまして、県税は不動産取得税をあらわしてございます。片方を納めている部分につきましては、それぞれ賦課される時期は同じですが、片方については納めることができるといった場合には納めてしまっているということがございます。猶予申請をしないで賦課をされて、釜石税務署または岩手県、現在は花巻県税センター。国税は税務署に申請する。県税は岩手県の税務担当に申請という形式ですので、一方が除かれた場合については、賦課をされて支払いしたものがあるといことになります。</p>
<p>29番委員</p>	<p>29番です。わかりにくいのですが、農業者年金を受給する場合に生前一括贈与した場合には贈与税は本人が亡くなって初めて贈与が成立すると覚えていたのですが前もって税金払うということは理解しかねるところなんです。</p>
<p>農地係長</p>	<p>はい。議長。ただ今のご質問にお答えいたします。所有権の移転につきまして同家族内で通常行われる行為といたしましては、生きている間に所有権をお渡しする贈与と、先代の方が亡くなられて所有権を取得する相続と、2つの手段が一般的にあると思います。この議案のなかには農業者年金を受給するために所有権の移転を行ったものがほとんど多いです。例えて言えば、64歳のときに息子さんに贈与をされたという場合については農業者年金をいただきながら、お父さんが亡くなったときに相続税に切り替わりますので、贈与税については相続税に切り替わるまで待ってくださいというのがこの手続きでございます。大きくは基礎控除額が違います。税金が発生するのは贈与税でございまして、一般的には相続税は高い控除額でなかなか税金がかからないというものになってございます。手段として贈与と相続があり相続された方について相続税に切り替わるまで猶予していいものかどうかを判断していただきたいものでございます。</p>
<p>29番委員</p>	<p>はい。29番です。わかりにくいんですが。亡くなったときに贈与税が無くなる。そのときに発生するということでしたよね。私は亡くなったときに徴収猶予していた贈与税が発生すると理解していたのですが、前もって払うというのが理解できない。その辺のところをお願いします。</p>

農地係長	<p>はい。議長。亡くなったときに発生するものは相続税でございます。この案件は生きているときに渡す贈与税ということで、間違いがあったらたいへん申し訳ないんですが、控除額について120万円を超えると課税される税金でございます。相続税については3千万円を超えて相続権者の方々かける700万円だったと思いますが、これが亡くなったときにかかる相続税です。例えば500万円の土地をお持ちの場合、贈与をした場合は380万円は課税対象額になり、これが農業を継続していきますという約束のなかで、その後お亡くなりになった場合、一人息子さんだったとすると3,700万円の控除になるために相続税はかからないという切替えの手続きが行われます。それによって、贈与税は相続税に切り替わるときにもう一度精算の計算します。そのことで贈与税は払わなくていいですとなります。</p>
議長	<p>補足させていただきますが、これは、農地を分散をさせてはいけません。いわゆる相続になると、いろんな権利者ができますのでできるだけ同じ地域に農地をまとめておく必要があるということから特別に考慮された制度でして、お父さんが生きている間に息子さん等に贈与をします。贈与税は猶予します。とりませんいただきますよ。寄贈者が亡くなったときに相続税に切り替わるんですけども、相続税というのは遠野市内にかかる方はほとんどいない。遠野町の街中のバイパス沿いの方々くらいのかなと思いますけれども、そういう制度でことです。贈与税はかなり高額にかかりますから税金は猶予しておいて亡くなったときに相続税に切り替わる。その相続税が発生する方はほとんどいない。という制度です。その代わり税制の優遇措置があるわけですから、受贈者はきちっと農業を営まなければならない。転用もできない。売買もできない。という条件がでてくる。ということでもあります。よろしいでしょうか。</p>
29番委員	<p>はい。</p>
議長	<p>そのほかにございませんか。</p>
5番委員	<p>はい。5番です。今の話しを一覧表に作成することはできないでしょうか。そうするとわかりやすいと思いますが。</p>
議長	<p>暫時休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
議長	<p>再開いたします。そのほかにございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第74号は、原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり可と決しました。</p> <p>【日程第11】</p> <p>次に、日程第11、議案第75号、平成28年度遠野市農業労賃標準額の設定についてを上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農業振興係長	<p>はい。議長。議案第75号平成28年度遠野市農業労賃標準額の設定についてござい</p>

	<p>ます。別紙でお配りしております平成28年度農業労賃標準額表（案）という資料でございますけれども、こちらの資料につきましては遠野地域農業機械銀行作業料金検討会及び遠野市農業労賃標準額設定にかかる検討会議での検討結果に基づくものとなっております。機械料金につきましては据え置きという意見となっております平成27年度と同額の設定となっております。人力の部におきましては、岩手県の1時間当たりの最低賃金が695円であることから8時間労働の場合の5,560円を下回らない設定をすることといたしまして平成27年度に5,600円を下回っていた作業につきましては、5,600円で設定をしております。また、山林作業につきましては、検討会での意見等によりまして平成28年度から山林作業の内容を3項目に分けて額を設定しております。以上、ご審議よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
3番委員	<p>はい。3番、鈴木です。参考までに教えて欲しいのですが、2月9日に農業労賃検討会を開いたわけですが、これは機械銀行主催の検討会ですね。その後18日に遠野市農業労賃標準額設定にかかる検討会議というものを開いておりますけれども18日の会議のメンバーは、どのような方々なのか教えてください。</p>
議長	<p>機械銀行主催の会議のほかに、今度は農業委員会が主催の検討会があったわけです。二つ目の検討会のメンバーについて。</p>
農業振興係長	<p>はい。議長。二つ目の会議のメンバーなんですけれども、県南広域振興局、普及サブセンター、農協、機械銀行、共済組合、森林組合、改良区、認定協会長、農林畜産部農業振興課長、農業委員ということで構成員となっている会議でございます。</p>
議長	<p>千葉係長、農業委員全員ではないので構成を。</p>
農業振興係長	<p>はい。農業委員会からは似田貝農政専門委員長に委員になっていただいております。</p>
議長	<p>なお、農政専門委員会委員長が慣例に従って、この会の主催者になります。</p>
3番委員	<p>メンバーは、わかりましたけれども。結局は2月9日に機械銀行で開催した機械作業料金ですけれども、それを基本にして18日にこれでいいですよとなったと思いますけれども、その他に、機械作業を行っている生産組合とかからは、意見とかはなかったですか。</p>
議長	<p>議長からで失礼でございますが、機械銀行主催の会議の場合には担い手と貸し手、出し手ですね、この方々も入って検討会になります。意見等がでなかったかということについて、ご答弁をお願いします。</p>
農業振興係長	<p>はい。議長。2月9日に開催されました機械銀行の検討会につきましては、農協の営農センターが事務局になっているんですけれども登録されているオペレーターさんなどの担い手さんもその会議に入らせていただいております、据え置きということで特に意見がございませんでした。</p>
3番委員	<p>委託者側からも意見はなかったんですか。</p>
農業振興係長	<p>はい。議長。そちらのほうも特に据え置きということで、意見はございませんでした。</p>

議	長	報告を受けていることとして、機械銀行では機械の価格も上がっているというなかで単価を据え置きできていますので、上げたいということが多分にあるということを知りましたが、たまたま、油の価格が下がっているということ等から据え置きでやむなしということで聞いております。
3 番 委 員		はい。
議	長	そのほかにありませんか。  (「なし」の声あり)
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第75号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。  (「異議なし」の声あり)
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第75号は原案のとおり可と決しました。
議	長	【日程第12】 次に日程第12、議案第76号、非農地証明願の承認についてを上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
農業振興係長		はい。議長。議案第76号、非農地証明願の承認についてを説明いたします。平成27年度農地パトロール利用状況調査で判明した荒廃農地のB分類につきまして、平成27年12月24日付けで非農地判断する旨の通知を送ったところ土地所有者から非農地証明願が提出されましたので、農地法第2条第1項に該当しない農地であることの承認を求めるものでございます。番号、土地の所在地、面積、申請人の順に読み上げてまいります。 1 番、●●町●●●地割●-●、田4,760平方メートル他1筆 合計面積10,471平方メートル。●●町 ●●●●● 2 番、●●町●●●●地割●-●、田405平方メートル他1筆 合計面積760平方メートル。●●市 ●●●●● 3 番、●●町●●●●地割●-●、田290平方メートル。●●町 ●●●●● 4 番、●●町●地割●-●、畑1,485平方メートル。●●町 ●●●●● 5 番、●●町●地割●、田210平方メートル他9筆 合計面積20,859平方メートル、●●町 ●●●●● 6 番、●●町●地割●、畑2,443平方メートル他1筆 合計面積3,639平方メートル、●●町 ●●●●● 33ページです。7 番、●●町13地割135-5、畑764平方メートル、●●県●●市 ●●●●● 8 番、●●町●地割●-●、畑3,188平方メートル、●●町 ●●●●● 9 番、●●町●地割●、畑988平方メートル他3筆 合計面積6,869平方メートル、●●町 ●●●●● 10 番、●●町●地割●-●、田536平方メートル、●●町 ●●●●● 11 番、●●町●地割●-●、畑976平方メートル、●●市 ●●●●● 12 番、●●町●地割●-●、畑887平方メートル、●●町 ●●●●● 34ページです。13 番、●●町●地割●、畑3,361平方メートル他1筆 合計面積4,809平方メートル、●●町 ●●●●● 14 番、●●町●地割●、田4,260平方メートル他1筆 合計面積6,871平方メートル、●●町 ●●●●● 15 番、●●町●地割●、田1,631平方メートル他4筆 合計面積3,230平方メートル



ル、●●町 ●●●●●●  
 16番、●●町●地割●、田1,576平方メートル他2筆 合計面積3,883平方メートル、●●県●●市 ●●●●●●  
 17番、●●町●●●●●●地割●-●、畑6,041平方メートル、●●町 ●●●●●●  
 18番、●●町●●●●●●地割●-●、田5,487平方メートル、●●町 ●●●●●●  
 19番、●●町●●●●●●地割●、田1,060平方メートル、●●町 ●●●●●●  
 35ページです。20番、●●町●●●●●●地割●、畑2,656平方メートル、●●県●●市 ●●●●●●  
 21番、●●町●●●●●●地割●-●、田204平方メートル他1筆、合計面積1,190平方メートル、●●町 ●●●●●●  
 22番、●●町●●●●●●地割●-●、田2,546平方メートル他2筆、合計面積4,884平方メートル、●●町 ●●●●●●  
 23番、●●町●●●●●●地割●-●、田184平方メートル、●●町 ●●●●●●  
 24番、●●町●●●●●●地割 畑10,808平方メートル、●●町 ●●●●●●  
 25番、●●町●●●●●●地割●-●、田4,456平方メートル、●●町 ●●●●●●  
 26番、●●町●●●●●●地割●-●、畑866平方メートル、●●町 ●●●●●●  
 36ページです。27番、●●町●●●●●●地割●、畑1,423平方メートル、●●町 ●●●●●●  
 28番、●●町●●●●●●地割●、畑5,696平方メートル、●●町 ●●●●●●  
 29番、●●町●●●●●●地割●-●、畑1,386平方メートル、●●町 ●●●●●●  
 30番、●●町●●●●●●地割95-2、畑9,861平方メートル他3筆 合計面積14,948平方メートル、●●町 ●●●●●●  
 31番、●●町●●●●●●地割●-●、畑3,314平方メートル、●●町 ●●●●●●  
 32番、●●町●●●●●●地割●-●、畑580平方メートル、●●町 ●●●●●●  
 33番、●●町●●●●●●地割●-●、畑2,927平方メートル、●●町 ●●●●●●  
 34番、●●町●●●●●●地割●、畑169平方メートル他5筆 合計面積3,509平方メートル、●●市 ●●●●●●  
 37ページです。35番、●●町●●●●●●地割●、畑481平方メートル他1筆 合計面積1,509平方メートル、●●町 ●●●●●●  
 以上、非農地証明願が提出されたものであります。なお、補足資料といたしまして38ページから42ページに筆別明細を添付させていただいております。ご審議よろしくお願いたします。

- 議長 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。
- 3番委員 3番、鈴木です。昨年の12月24日付けで各農家のほうに通知が終わったと思いますけれども、ここには願が出されたものだと思いますけれども、実際はどれくらいの面積があったのですか。願を出される前の通知の面積です。
- 議長 一度、農業委員が調査をして非農地だと見てきたなかで、実際に願が出されなかったものもあるということで、その合計面積ですね。事務局わかりますか。非農地証明願が出されなかった面積がわかれば。  
 3番委員、今、計算中ですので、わかった時点で答弁させていただきたいと思えます。  
 その他にございませんか。
- 28番委員 28番です。質問ではないんですが、今出されたものは、地図などに表示しているのですか。何地割何番地だといわれても、どのあたりになるのか検討が付きません。どうなんでしょうか。
- 事務局長 はい。議長。地図については調査したときの地図があります。地図で確認できるよ

	うになっていますが、縮尺の関係で枚数が非常に多くなっています。ご覧いただくことは可能です。よろしくお願いします。
議 長	よろしいでしょうか。大きい地図ですので縮小するとわからないものになってしまいますので、事務局で保管しておりますので、確認することはできます。よろしいでしょうか。
28番委員	はい。ただ、要望とすれば、例えば松崎町であれば、光興寺の山の上のほうだよ、小友町の鮎貝の上のほうだよという説明があれば、たいへんありがたいというふうに思いました。
議 長	非農地として判断しているところなので、山の上のほうにあるのが一般的です。
28番委員	今、返答をいただくとするのではなく、要望です。
議 長	では、今、28番委員から、まさか、平場じゃないだろうとわかりかねるということだったので、山手なのかどうかの説明もしてもらえればという要望がありました。これには次からは応えていきたいと考えます。
農業振興係長	はい。議長。先ほどのご質問についてですけれども、農地パトロールの結果、B分類ということで分類された面積が181,145平方メートルに対しまして、今回、非農地証明願がありました面積の合計が132,451平方メートルで、差引き48,694平方メートルが提出されていないこととなります。
議 長	事務局から回答がありましたが、なかには非農地証明ではなくて耕作を再開するという方もありました。事務局請求しているようなんですけれども、まだ、非農地証明願について、まだ提出されてこない農家もあるということでございます。よろしいでしょうか。その他にございますか。
14番委員	14番、千葉です。こういうかたちで承認ということできていますけれども、農業委員会で保管している農家台帳があると思うんですけれども、農家台帳へはどのように反映させていくのですか。要するに利用状況が山林原野とあるんです。これ登記変更しない限りは、田んぼのまま、畑のままと行くと思うんですけれども、登記が完了すれば自然と変更なると思うのですが、登記終了するまでの間、農家台帳はどのようになるのか。
農地係長	はい。議長。この判定をいただいた土地につきましては、各筆ごとに平成27年9月何日現地確認し判定した履歴につきまして、記録をしております。例えば、台帳地目が田とかの農地でありましても、A判定、B判定をした農地として記録しております。
議 長	はい。補足をさせていただきますが、調査をして今日議決をいただいた場合は、その所有者の方に非農地証明というものを発出します。その非農地通知書を持って法務局へ行かなければならないのですが、法務局に行くときは印鑑証明と実印、ご本人が行かれること。住所と氏名と希望される地目を法務局から聞かれますので、自署してハンコを押せばその希望した地目に変更登記になるということでもあります。変更登記になると次年度に法務局から市町村の税務担当へその連絡が来ます。その連絡で、このように登記が完了されたということによって農業委員会の台帳も訂正するという運びになります。従って問題となるのは非農地通知書を出しているのですけれども法務局へ行かれなかったらそれはそのままになっているということです。この課題も今後検討していく必要があるなど認識しております。

14番委員	その、非農地通知を出して、法務局に行かないでそのままになっている件数はわかりますか。
農地係長	はい。議長。この手続き上につきまして、願が出されて、こちらから出すという都合がございまして、ほぼ、手続きはなされています。本当に若干、残っているものがあるということです。たいへん申し訳ございませんがただ今、具体的な数値は持ち合わせてございませんでした。ゼロではなく僅かあるということでございます。
議長	補足します。本当に数件なんですけれども忘れておったとか、高齢化して、これがなんのことがわからないということで法務局に行かれないという方がおりました。その場合は再度、証明書を出して登記地目を変えていただく。事務局のほうでわかりますので、この方がまだだとわかりますので、そういうふうなことをやって、できるだけゼロに近づけたいということで取組んでおります。
25番委員	25番、綱木です。関連ですけれども、非農地証明の期間、例えば印鑑証明書は3か月以内とかありますが、非農地証明書は永久に有効なんですか。
農業振興係長	はい。有効期限は、定められておりません。
議長	その他ございませんか。  (「なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします議案第76号は、原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。  (「異議なし」の声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、議案第75号は原案のとおり可と決しました。
議長	<b>【協議】</b> 次に協議第1号、遠野市への要請書案についてを協議いたします。事務局長に説明いたさせます。
事務局長	はい。議長。協議事項でございます。お手元に協議第1号遠野市への要請書(案)についてという要請書の裏、表の案を配布してございます。これに基づきまして、ご説明いたします。この要請書案を作成するのあたりまして、農政専門委員会におきまして、農業委員会法が改正になる訳でございますけれども、新法では、農業委員会が国、県、市に対する建議要望この事項が削除されるということございまして、要するに新法では、建議要望ができなくなるということでございます。ですから、この権限がある、今年度つまり3月までの間に市長に対して要請を何らかの形でできないのかということがございまして、農政専門委員会で回を重ねて検討してまいりました。そして、農政専門委員会で最終的に調整したのが、ただ今、説明する案でございます。その内容について説明いたしますので、ご意見等頂戴できればと思います。表が要請書の表紙でございます。裏面が本文でございます。読み上げまして、ご提案させていただきます。  本市の農業の現状は、農業者の高齢化及び後継者不足が深刻であり、それが要因となり不作付け農地が増加傾向にあるなど様々な課題を抱えております。それら課題を解決するためには、担い手の育成、農地の集積・集約化などを強力に推進することが必要であると考えます。また、農業委員会法・農地法等が改正され、今後の農業委員

会が果たすべき役割はますます重要になっておりますが、それに伴い多様化する業務に対応するための事務局体制の強化も大きな課題と捉えております。つきましては、市長部局と連携して更なる農業振興に尽力する所存でありますので、下記事項について特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

1 中山間地における農地等の地域資源を有効に活用した農業を持続的に行うには、積極的に簡易な基盤整備に取り組むことであり、その事業主体となりうる土地改良区の役割は、今後益々重要になると思われます。ついては、簡易な基盤整備事業における土地改良区への附帯事務費等について、市の支援を検討願いたい。

2 農業の持続的な発展のため、認定農業者、新規就農者、集落営農組織に対する各種施策の支援に係る体制強化をお願いしたい。

3 ニホンジカ等の農作物に対する鳥獣被害は、農業者の営農意欲を著しく減退させ、耕作放棄の大きな要因となるだけではなく、被害が人身にも及ぶなど農村において深刻な問題になっております。ついては、捕獲に係る効果的な施策の充実強化及び侵入防止柵これは、フェンスでございます。電牧ではなくフェンスです。設置にかかる経費の支援について検討いただきたい。

4 農業委員会事務局と遠野市農林畜産部の関係部署を同じフロアに配置し、農業者の相談等の一元化を図れる体制を構築していただきたい。

5 担い手へ農地を集積する農地中間管理事業の推進が更に必要となることから、推進体制を再構築するための手段として、併任発令を農業委員会事務局職員のみならず市長部局関係職員全員にも発令するよう配慮をお願いしたい。

6 農地法等改正に伴い増大する農地転用等業務の対応のために、農地業務担当職員を長期間配属させるなどの配慮をお願いしたい。特にも6番につきましては、冒頭に会長からもお話しがありました30アール以上の転用案件については県に行き説明しなければならないという案件が増えてまいります。そうなりますと職員が不在になり市民サービスの低下を招く、またある程度長期間配属させていただきたいという内容でございます。以上、6項目でございますが、本日、ご確認いただいたならば、市長との日程を調整の上、要請日が決まりましたなら、日付を記入して市長に提出したいと思っております。なお、時期により市長の日程が取れない場合は副市長または担当部長に対して要請の内容を提出したいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議

長

今の要請文、6番でありますけれども局長が説明したとおり、長期という内容でありますけれども、このなかで千葉勝義委員は農業委員会事務局職員をされておりますが、農地法を理解するには1年2年では難しい案件がかなりあります。それを岩手県に行き常設審議委員会の委員から質問があった場合に答えることができないということも出てきますから、できるだけ専門職として、農地担当職員は長期に配属していただければというようなお願いであります。それでは、事務局長より説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議

長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。協議第1号、遠野市への要請書案については提案のとおりとすることといたしたいと思っております。

【その他】

議

長

それでは、その他、委員の皆さまから、ご意見、ご提案等ございませんでしょうか。

休憩します。

(休憩)

議 長	再開します。事務局からございませんか。
農業振興係長	<p>はい。議長。別紙でお配りしておりました、平成27年度全国農業新聞、農業者年金、家族経営協定推進状況の本日現在の状況の報告をさせていただきます。農業新聞の普及部数33部、農業者年金の加入推進1人、家族経営協定の締結推進5組となっております。裏面になりますけれども、活動記録カード提出実績ということで、提出状況を記載させていただいておりますので、未提出の委員につきましては、すみませんが提出をよろしく願います。すみません。前回の総会でだされました、2件のご質問についてでございます。一つ目ですけれども議案第62号の農用地利用集積計画の決定についての35番36番の飼料作物については、牧草ということになっております。綱木委員からの質問でございます。飼料作物につきましては、飼料用米、WCSは含まれませんので、よろしく願います。二つ目についてですけれども、新田委員からいただいたご質問でございます。利用権の設定につきまして、利用権の存続期間中に貸し手、借り手が死亡した場合の効力についてです。賃借権の存続期間中に借り手が死亡した場合は、借り手の利用関係に伴う権利義務がその相続人に継承され従来と同様の利用関係が継続します。なお、貸し手の死亡の場合も同様となっております。相続で継承されることとなります。使用貸借による権利の場合は借り手の死亡によってその効力を失うこととなっております。以上報告いたします。</p>
議 長	<p>綱木委員、新田委員よろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p>
議 長	そのほかございませんか。その他に事務局ないですか。
事 務 局 長	ありません。
議 長	<p>はい。ご苦勞様でした。以上をもちまして第84回遠野市農業委員会総会を閉会します。</p> <p>午後4時25分閉会</p> <p>署 名 遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。</p> <p>平成28年 月 日</p> <p>遠 野 市 農 業 委 員 13 番 _____</p> <p>同 14 番 _____</p> <p>遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____</p>